

# 令和6年度第4回香川地方最低賃金審議会議事録

令和6年8月5日（月）

高松サポート合同庁舎

7階共用702会議室

出席者 公益代表委員 東、籠池、春日川、柴田  
労働者代表委員 立石、土田、中村、三屋  
使用者代表委員 井出、奥田、白石、棚次、檜垣

議題（1）香川県最低賃金の改正決定について

（2）特定最低賃金改正決定の必要性の有無の答申及び特定  
最低賃金改正決定について（諮問）

（3）その他

○賃金室長

予定より15分あまり遅くなっておりますけれども、ただ今より令和6年度第4回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中また大変暑い中、ご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。

本日は高塚委員と廣瀬委員が欠席されておりますが、全委員の3分の2以上の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

なお、本日は傍聴人として2名の方が傍聴されております。

議題1につきましては、専門部会でさらに審議を重ねていただくことになり、行われなくなりましたので、本日は議題2から始めていただくことになりました。ご了承願います。

本日の資料としましては、「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」お配りする予定です。後ほどお配りさせていただきます。

たいと思います。

それでは、柴田会長、議事の進行をお願いいたします。

○柴田会長

はい。それでは議題2からということで、「特定最低賃金改正決定の必要性の有無の答申及び特定最低賃金改正決定（諮問）」に入ります。

では、事務局より説明をお願いいたします。

○賃金室長

はい。着座にて説明させていただきます。

本件につきましては、令和6年7月31日の第3回本審におきまして、労働局長から「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」の諮問をさせていただき、同日開催しました運営小委員会に付託して審議をしていただいたところです。その結果を今からお配りし、事務局の方から読み上げさせていただきたいと思います。

○賃金指導官

それでは運営小委員会報告文を読み上げます。

令和6年7月31日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田潤子 殿

香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員長 柴田潤子

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当運営小委員会は、令和6年7月31日香川地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取等、慎重に審議を重ねた結果、下記の結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった運営小委員会の委員は、別紙のとおりである。

記

1 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。

2 香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。

3 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。

各委員の氏名については省略させていただきます。以上になります。

○柴田会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、何かご意見ご質問等はございますでしょうか。

ただいまの報告文についてご承認いただけますでしょうか。

はい。ありがとうございます。

運営小委員会報告について、ご承認いただきましたので、この内容で本審議会から労働局長あてに答申することといたします。

それでは、事務局から答申文（案）をお配りください。

はい、皆さんお手元に行き渡りましたでしょうか。

それでは事務局で読み上げてください。

○賃金指導官

はい、それでは答申文案を読み上げます。

案

令和6年8月5日

香川労働局長 栗尾保和 殿

香川地方最低賃金審議会会長 柴田潤子

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は令和6年7月31日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記のとおり結論に達したので答申する。

記

「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」について改正決定することを必要と認める。

以上になります。

○柴田会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの答申文案につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

○労使各側委員

はい。

○柴田会長

それでは、これを答申文として労働局長に答申いたします。

【柴田会長から労働局長へ答申文手交】

○労働局長

ただ今、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、答申をいただきましてありがとうございます。

答申をいただきましたので、特定最低賃金改正のご審議をお願いいたします。

改正決定の諮問をさせていただきたいと思います。引き続きよろしくお願いいたします。

【労働局長から柴田会長に改正決定諮問文を手交】

○柴田会長

では、事務局から諮問文を各委員に配布してください。

はい、皆さん。お手元に行き渡りましたでしょうか。

はい。それでは事務局で読み上げてください。

○賃金指導官

はい、それでは諮問文を読み上げます。

香労発基 0805 第 1 号

令和 6 年 8 月 5 日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田潤子 殿

香川労働局長 栗尾保和

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業  
最低賃金

（平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 5 号）

香川県船舶製造・修理業，船舶用機関製造業最低賃金

（平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 2 号）

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信  
機械器具製造業最低賃金

（平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 4 号）

以上です。

○柴田会長

はい、ありがとうございました。ただいまの諮問に対して、何かご意見ご質問等はございますでしょうか。

はい。それでは 3 つの業種の特定最低賃金について改正決定の諮問を受けることにいたします。

この審議に当たっては専門部会を設置し審議することとなりますが、事務局より説明をお願いします。

○賃金室長

はい、本日、3 つの特定最低賃金の改正決定についての諮問を行いましたので、最低賃金法第 25 条 2 項に基づき、それぞれの専門部会を設置することになります。

そこで、本日、最低賃金審議会令第 6 条第 4 項に基づき、3 つの専門部会の委員の推薦公示を行います。

専門部会の委員については、推薦の締切りを令和 6 年 8 月 26 日（月曜日）とさせていただきます。

委員の任命は、各専門部会とも、労使それぞれ 3 名ずつとし、昭和 61 年 2 月 14 日の中央最低賃金審議会答申で示された運用方針（1（3）ロ）（「令和 6 年度 最低賃金決定要覧」210 ページ）に基づき、3 名のうち少なくとも 2 名につきましては、関係する産業の代表の方をお願いすることになります。

また、本日、最低賃金法第 25 条第 5 項及び同法施行規則第 11 条

第1項に基づき、関係労使の意見聴取の公示を行います。

意見を記載した文書の提出につきましては、令和6年8月26日（月曜日）までにお願ひできればと思います。

意見聴取につきましては、従来から、参考人の意見書による聴取としているところでございます。 以上です。

○柴田会長

はい、今説明がありましたように、3つの特定最低賃金について専門部会を設置するということ、各専門部会の委員の推薦は令和6年8月26日（月曜日）までに、関係労使の意見書の提出については、令和6年8月26日月曜日までにしていただくということ。

そして参考人の意見聴取の方法については、従来どおり意見書の提出によるということですが、よろしいでしょうか。

はい。 それでは、3つの業種について各専門部会を設置して審議することといたします。

また、各専門部会での参考人の意見聴取は意見書の提出によることといたします。

次に、議題（3）その他に入ります。

各委員の方でありますでしょうか。

では、事務局で何かございますでしょうか。

○賃金室長

特定最低賃金の各専門部会の委員の任命手続きが出来次第、メール等にて各専門部会の日程調整をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

また、「最低賃金の審議の進め方等」により、特定最低賃金の効力発生日については、令和6年12月15日（日曜日）を努力目標とするとされておりますので、各専門部会での答申は令和6年10月16

日（水曜日）までをお願いすることとなります。

説明は以上です。

○柴田会長

はい、ただいまの説明についてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい、では他に事務局で何かございますでしょうか。

○賃金室長

はい、冒頭にお伝えしましたとおり、専門部会でさらに審議を重ねていただくことになりましたので、次回の本審は明日の午前 11 時からこの 702 会議室で開催いたしますので、連日となりますが、よろしく願いいたします。

○柴田会長

それでは、これをもちまして第 4 回香川地方最低賃金審議会を閉会といたします。

ありがとうございました。

――了――